

参考資料

1	島根県県民いきいき活動促進条例	1 P
2	島根県県民いきいき活動促進委員会	
	設置要綱	3 P
	委員名簿	4 P
	策定経過	5 P
3	県民いきいき活動庁内推進会議	
	庁内推進会議設置要綱	6 P
	ワーキンググループ設置要領	8 P
4	県内のNPO法人の認証状況	10 P
5	県内のNPO法人アンケート結果	11 P
6	いきいき活動の多様な分野と活動事例	17 P

○島根県県民いきいき活動促進条例

平成17年3月25日
島根県条例第37号

島根県県民いきいき活動促進条例をここに公布する。

島根県県民いきいき活動促進条例

わたしたちのふるさと島根では、先人によってはぐくまれた歴史や文化のなかで、人々が助け合いの心を持って暮らし、その地域ならではの相互扶助の精神が息づいている。

一方、近年では、福祉、環境、まちづくりなどの多様な分野において、地域課題の解決に向けた県民、民間非営利活動団体(NPO)等による活動が活発に展開されるようになってきた。

本格的な成熟社会を迎えた今日、これらの活動は、これまで地域社会を支えてきた伝統的なコミュニティ活動とともに、県民一人一人が生き生きと心豊かに暮らせる地域社会を実現する上で大きな役割を果たしている。

わたしたちは、伝統的なコミュニティ活動を含めた多様な主体による自主的で主体的な活動が地域社会に貢献する意義を踏まえ、これらの活動を県民いきいき活動と位置付け、地域社会を構成する人々や団体が連携協力して促進することを決意し、自立的に発展できる快適で活力のある島根を築くため、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、県民いきいき活動の促進に関し、基本理念を定め、県民等の役割及び県の責務を明らかにすること等により、県民いきいき活動を促進するとともに、協働を推進し、もって県民一人一人が生き生きと心豊かに暮らせる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「県民いきいき活動」とは、営利を目的とせず、不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的として、自発的に行われる活動であって、次の各号のいずれにも該当しないものをいう。

- (1) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを目的とする活動
- (2) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを目的とする活動
- (3) 特定の公職(公職選挙法(昭和25年法律第100号)第3条に規定する公職をいう。以下この号において同じ。)の候補者(当該候補者になろうとする者を含む。)若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする活動

2 この条例において「県民いきいき活動団体」とは、法人その他の団体であって、県民いきいき活動を行うものをいう。

3 この条例において「県民等」とは、県民、県民いきいき活動団体及び事業者をいう。

4 この条例において「協働」とは、県民いきいき活動団体及び県が共通の目的を達成するために、それぞれが有する資源を生かし、自立した対等な立場で相互に協力して活動することをいう。

(基本理念)

第3条 県民いきいき活動は、県民一人一人が生き生きと心豊かに暮らせる地域社会の実現に貢献するものとして、その健全な発展が図られなければならない。

2 県民いきいき活動は、その自主性及び主体性が尊重されるとともに、県民等の自発的な意思に基づく参加により促進されなければならない。

3 県民いきいき活動の促進に当たっては、県民等、市町村その他の地方公共団体、国及び県の相互理解の下に県民等のそれぞれの特性が生かされるように配慮されなければならない。

(県民の役割)

第4条 県民は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、県民いきいき活動についての理解を深めるとともに、県民いきいき活動に参加するよう努めることによって、県民いきいき活動の促進に積極的な役割を果たすものとする。

(県民いきいき活動団体の役割)

第5条 県民いきいき活動団体は、基本理念にのっとり、県民いきいき活動を行うとともに、その活動に関する情報を県民等に提供することによって、県民いきいき活動の促進に積極的な役割を果たすものとする。
(事業者の努力)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、県民いきいき活動についての理解を深めるとともに、県民いきいき活動の促進に努めるものとする。

(県の責務)

第7条 県は、基本理念にのっとり、県民いきいき活動の促進に関する施策(以下「促進施策」という。)を策定し、及び実施するものとする。

2 県は、基本理念にのっとり、協働を推進するものとする。

3 県は、県民いきいき活動を促進し、及び協働を推進するため、県民等と市町村その他の地方公共団体及び国との連携に配慮するものとする。

(基本方針)

第8条 知事は、促進施策を推進するため、県民いきいき活動の促進に関する基本的な方針(以下「基本方針」という。)を策定するものとする。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 促進施策の基本的事項

(2) 促進施策の策定及び実施に当たって配慮すべき事項

(3) その他県民いきいき活動の促進に関し必要な事項

3 知事は、基本方針を策定しようとするときは、広く一般の意見を聴くものとする。

4 知事は、基本方針を策定したときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

5 前2項の規定は、基本方針の変更について準用する。

(市町村との連携)

第9条 県は、促進施策の策定及び実施に当たっては、市町村との緊密な連携に努めるものとする。

(促進施策)

第10条 県は、促進施策として、次に掲げる施策を実施するものとする。

(1) 啓発活動、学習機会の提供その他の県民等の理解を深めるために必要な施策

(2) 情報の提供その他の県民等の参加を促進するために必要な施策

(3) 研修の実施その他の専門的な知識を有する人材を育成するために必要な施策

2 県は、前項に定めるもののほか、県民いきいき活動を促進するため、必要な環境の整備に努めるものとする。

(協働の推進)

第11条 知事は、協働を推進するため、協働の推進に係る具体的な方策、協働に関し留意すべき事項等を内容とする指針を定めるものとする。

2 県は、県行政の推進に当たっては、積極的に協働に取り組んでこれを実施するものとする。

(県民等の意見の反映)

第12条 県は、県民いきいき活動の促進及び協働の推進に資するため、県民等の意見を県の施策に反映させるための制度を整備する等必要な施策を講ずるものとする。

(体制の整備等)

第13条 県は、県民いきいき活動の促進及び協働の推進のため、その機関相互の緊密な連携及び施策の調整を図るための体制を整備するものとする。

2 県は、県民いきいき活動及び協働についての職員の意識を高めるため、必要な措置を講ずるものとする。

(年次報告)

第14条 知事は、毎年、促進施策の実施状況及び協働の推進状況を取りまとめ、公表するものとする。

附 則

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

島根県県民いきいき活動促進委員会設置要綱

(設置)

第1条 県内の県民いきいき活動をより一層促進するとともに、県行政における協働を推進するために、本県が取り組むべき関連施策等について広く意見を聴し、今後の県民いきいき活動促進の施策展開に資するため、島根県県民いきいき活動促進委員会（以下「委員会」という）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次の事項について所掌する。

- (1) 県民いきいき活動の促進方策に関すること。
- (2) 県民いきいき活動団体と行政との協働の促進施策に関すること。
- (3) その他、この委員会の設置目的達成に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は委員15名以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから知事が委嘱する。

- (1) 県民いきいき活動実践者
- (2) 学識経験者
- (3) 企業関係者
- (4) 関係団体及び市町村の職員
- (5) その他、県民いきいき活動に深い関心と見識を有する者

3 委員の任期は2年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は委員長が招集し、議長となる。

2 委員長は、必要があると認めるときは、委員会に委員以外の者の出席を求めることができる。

3 会議は公開とする。

4 委員会は、必要に応じて専門部会を置くことができる。

(事務局)

第6条 委員会の事務局は県民いきいき活動庁内推進会議に置き、庶務は環境生活部環境生活総務課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営等に関し必要な事項は知事が別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

2 この委員会の設置当初の委員の任期は、第3条第3項の規定にかかわらず、平成19年3月31日までとする。

3 この要綱の施行の日以後最初に開かれる委員会の会議は第5条の規定にかかわらず知事が招集するものとする。

島根県県民いきいき活動促進委員会委員名簿

	所属団体・職名等	氏名
活動実践者 (7名)	NPO法人斐伊川流域環境ネットワーク	飯田幸一
	NPO法人結まーるプラス	河部眞弓
	NPO法人たすけあい平田	熊谷美和子
	NPO法人なごみの里	柴田久美子
	NPO法人コアラッチ 【公募】	豊田淳恵
	NPO法人りべろ 【公募】	中川一男
	NPO法人しまね子どもセンター	中田朋子
学識経験者 (3名)	島根県立大学教授	◎井上定彦
	さんいんNPOくらぶ(行政書士)	中野俊雄
	島根大学助教授	○毎熊浩一
企業等関係者 (3名)	商工会女性部連合会 副会長	上里文江
	山陰合同銀行地域プロジェクト支援グループ長	安喰哲哉
	山陰中央新報社 出雲総局長	藤原秀晶
市町村 (2名)	益田市地域振興課協働参画係	田原栄里子
	松江市市民活動推進課長	広江みづほ

計 15 名 (◎委員長 : ○副委員長)

基本方針の策定経過

年月日	県民いきいき活動促進委員会	県民いきいき活動庁内推進会議
H17. 4.13		○ 庁内推進会議
H17. 4.25		○ 第 1 回ワーキング 基本理念基本的視点の検討
H17. 5.17		○ 第 2 回ワーキング たたき台の検討
H17. 5.27	○ 第 1 回促進委員会 ・ 島根県県民いきいき活動促進 基本方針の構成 ・ 促進委員会の今後の運営及び スケジュールについて	
H17. 7.4		○ 第 3 回ワーキング 骨子（案）の検討
H17.9.16	○ 第 2 回促進委員会 骨子（案）に対する意見聴取	
H17.11.8		○ 第 4 回ワーキング 素案の検討
H17.11.25	○ 第 3 回促進委員会 素案に対する意見聴取	
H17.12.9		○ 庁内推進会議 素案の決定
H17.12.14 ～ H18.1.13		パブリックコメント実施
H18.1.20		○ 第 5 回ワーキング パブリックコメントへの対応 素案の修正（最終案の作成）
H18.1.27	○ 第 4 回促進委員会 最終案に対する意見聴取	
H18.2.3		○ 庁内推進会議 最終案の了承

県民いきいき活動庁内推進会議設置要綱

(目的)

第1条 県民いきいき活動の促進及び県行政における協働を推進し、機関相互の緊密な連携及び施策の調整を行うために、県民いきいき活動庁内推進会議（以下「庁内推進会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 庁内推進会議は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 島根県県民いきいき活動促進委員会に関する事項
- (2) 県民いきいき活動の促進のための基本方針の策定に関する事項
- (3) 県民いきいき活動の促進のための庁内の連携及び施策の調整に関する事項
- (4) 協働の全庁的な推進及び調整に関する事項
- (5) 協働事業の実施に関する事項
- (6) その他県民いきいき活動の促進及び協働の推進に関して必要と認める事項

(組織)

第3条 庁内推進会議は、議長及び委員をもって組織する。

2 議長は、環境生活部次長の職にある者をもって充てる。

ただし、環境生活部次長に事故あるとき又は欠けたときは、環境生活部環境生活総務課長の職にある者をもって充てる。

3 委員は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

(会議)

第4条 庁内推進会議は、議長が必要に応じて招集し、これを主宰する。

2 議長は、必要に応じて庁内推進会議に委員以外の関係課長等の出席を求めることができる。

(ワーキンググループ)

第5条 県民いきいき活動に係る調査研究・検討・調査を行うため、庁内推進会議にワーキンググループを置くことができる。

(協働事業等調整チーム)

第6条 県民等から提案があった案件に関する検討・調整等を行うため、庁内推進会議に協働事業等調整チームを置くことができる。

(事務局)

第7条 庁内推進会議に関する事務は、環境生活部環境生活総務課NPO活動推進室において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、庁内推進会議の運営に関し、必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

別表

県民いきいき活動庁内推進会議委員

部 局 名	職 名
政策企画局	政策企画監
総務部	総務課長
総務部	新行政システム推進室長
地域振興部	地域政策課長
環境生活部	環境生活総務課長
健康福祉部	健康福祉総務課長
農林水産部	農林水産総務課長
商工労働部	商工政策課長
土木部	土木総務課長
教育庁	総務課長
警察本部	警務課長

県民いきいき活動促進基本方針策定ワーキンググループ設置要領

(設置目的)

第1条 県民いきいき活動促進基本方針(以下「基本方針」という。)の策定等を行うため、県民いきいき活動庁内推進会議のもとに、県民いきいき活動促進基本方針策定ワーキンググループ(以下、「ワーキンググループ」という。)を設置する。

(職務)

第2条 ワーキンググループは次の職務を行う。

- (1) 基本方針策定に当たっての情報の収集に関すること。
- (2) 「島根県総合計画」等関連計画や施策と整合を図りながら、基本方針原案を作成すること。

(構成)

第3条 ワーキンググループは、別表に掲げる所属の職員をもって構成する。

- 2 ワーキンググループにリーダーを置き、環境生活総務課NPO活動推進室長をもって充てる。

(運営)

第4条 リーダーは、ワーキンググループの会議を招集し、その議長となる。

- 2 リーダーは、必要があるときは、関係者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(庶務)

第5条 ワーキンググループの庶務は、環境生活総務課NPO活動推進室に置く。

(その他)

第6条 この要領に定めるもののほか、ワーキンググループの運営に関して必要な事項は、リーダーが別に定める。

附 則

この要領は、平成17年4月15日から施行する。

別表

基本方針策定ワーキンググループ構成員

所 属	職 名	氏 名	備 考
政策企画局政策企画監室	副政策企画監	廣戸良晴	総合計画推進担当
総務部総務課	課長代理	小室 僚	
総務部新行政システム推進室	主幹	小村浩二	新行政システム推進担当
地域振興部地域政策課	課長代理 主査 副主査	大矢敬子 長谷和典 小仲靖子	政策企画スタッフ 政策企画スタッフ
環境生活部環境生活総務課	課長代理	足立 誠	
健康福祉部健康福祉総務課	課長代理	井上 宏	
農林水産部農林水産総務課	課長代理	烏田初美	
商工労働部商工政策課	課長代理	道前哲志	
土木部土木総務課	課長代理	吉田 稔	
教育庁総務課	課長代理	細田敬二	
警察本部警務課	課長補佐	高尾羊一	
N P O 活動推進室 (事務局)	室 長 副主査 副主査	平尾隆司 斎藤一幸 妹尾秀子	

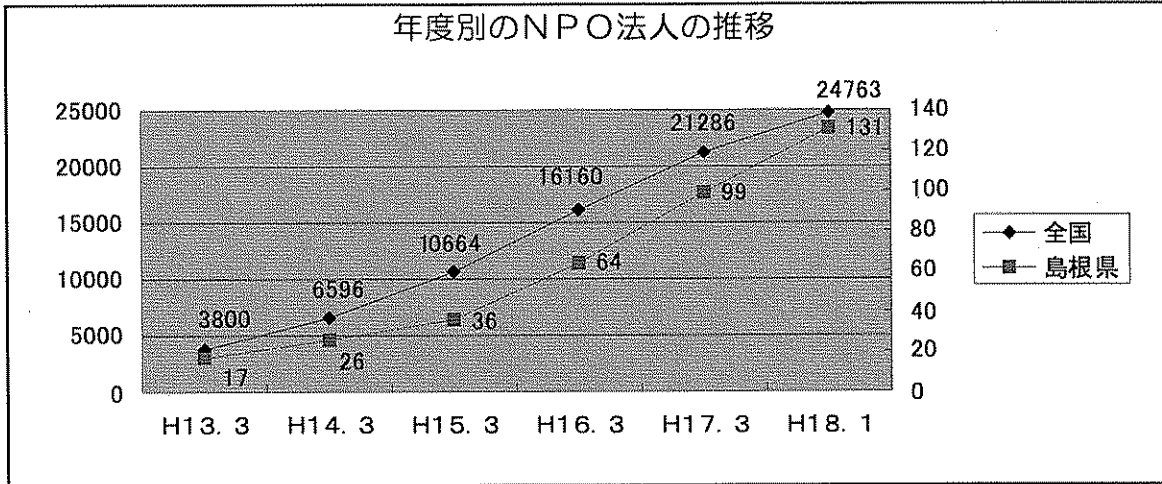
県内のNPO法人の認証状況（平成18年1月末現在）

環境生活総務課 NPO活動推進室

1. 法人数の推移

	H11年度	H12年度	H13年度	H14年度	H15年度	H16年度	H17年度
法人総数	9 (9)	17 (8)	26 (9)	36 (10)	64 (28)	99 (35)	131 (32)

* () は当該年度認証数 17年度は1月末現在



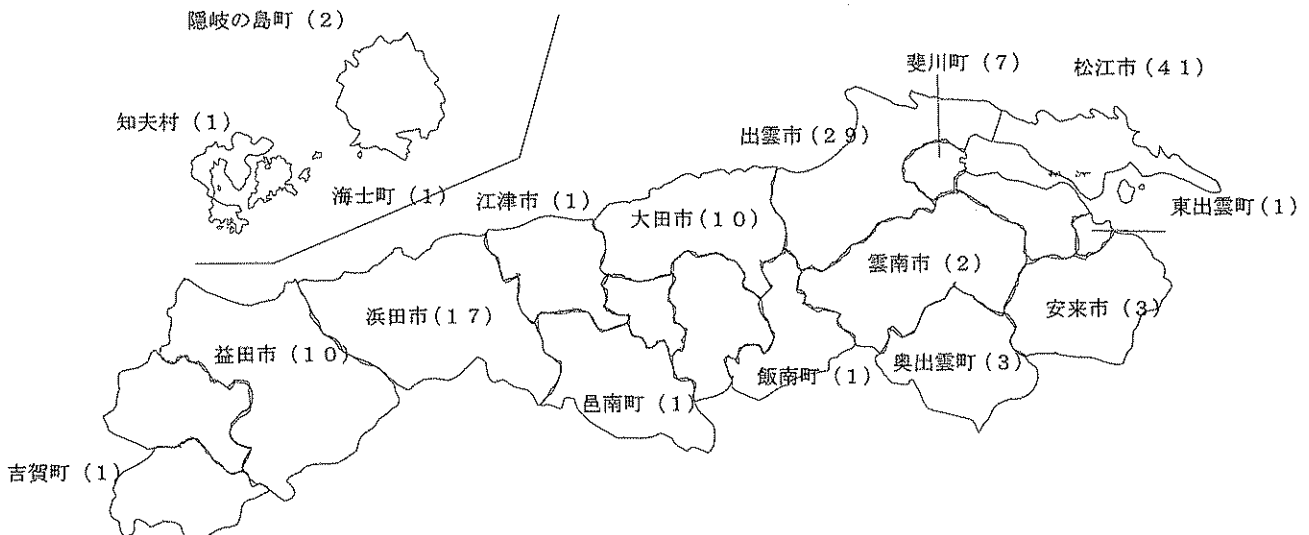
* 全国法人数は平成17年12月末現在

2. 活動分野

活動分野	法人数	活動分野	法人数	活動分野	法人数
保健、医療、福祉	84	地域安全	14	科学技術	8
社会教育	59	人権、平和	22	経済活動	35
まちづくり	85	国際協力	31	職業能力、雇用機会	29
文化、芸術、スポーツ	52	男女共同参画社会	19	消費者保護	14
環境保全	58	子どもの健全育成	67	連絡、助言、援助	74
災害救援	15	情報社会	22		

(注)一つの法人が複数の活動分野の活動を行う場合があるため、合計は131法人にならない。

3. NPO法人分布マップ

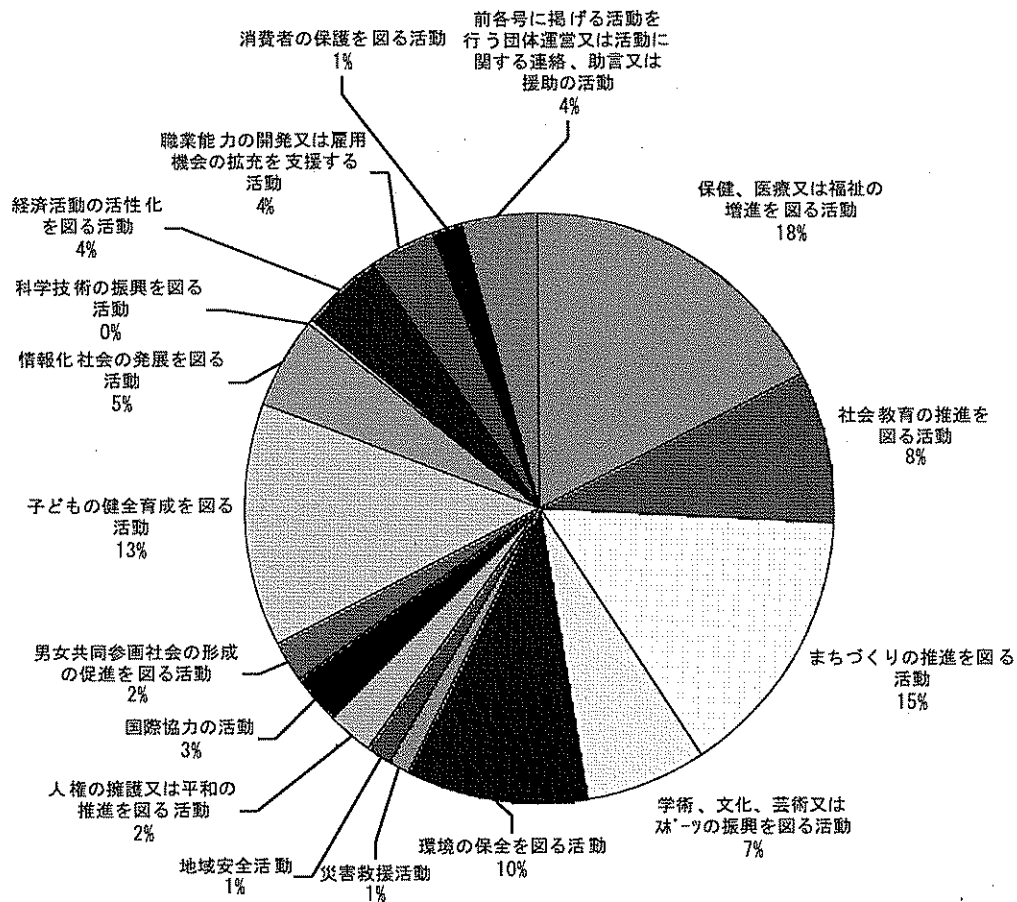


県内のNPO法人アンケート結果

この調査は、現在NPO法人として活動している団体の行政に対するニーズを把握し、県民いきいき活動の基本方針を策定するにあたっての基礎資料を得る目的として実施した。

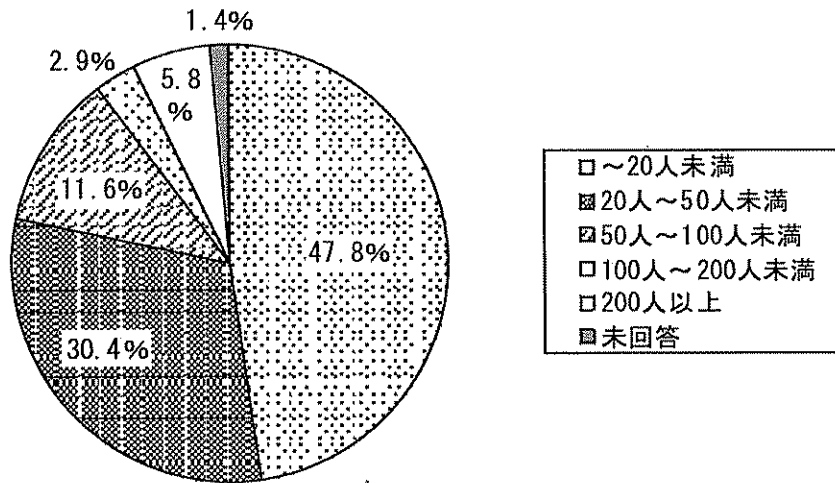
- ・調査対象 島根県知事認証の特定非営利活動法人（平成17年7月20日現在）
- ・調査数 114法人
- ・回収数 69法人（回収率60.5%）
- ・調査時期 平成17年7月～8月

1. NPO法人の活動分野



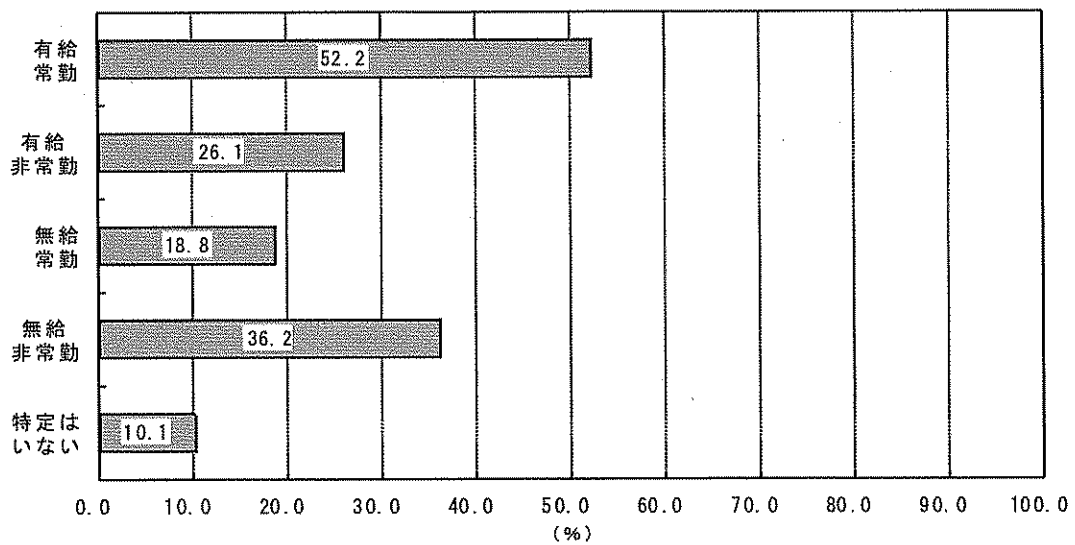
平成17年7月末における県が認証したNPO法人は116法人となっており、認証法人は増加傾向にあります。また、活動分野は多岐にわたり、回答のあったNPO法人においても、その多くが複数の分野での活動を行っています。

2. 会員数（NPO法で定める社員）



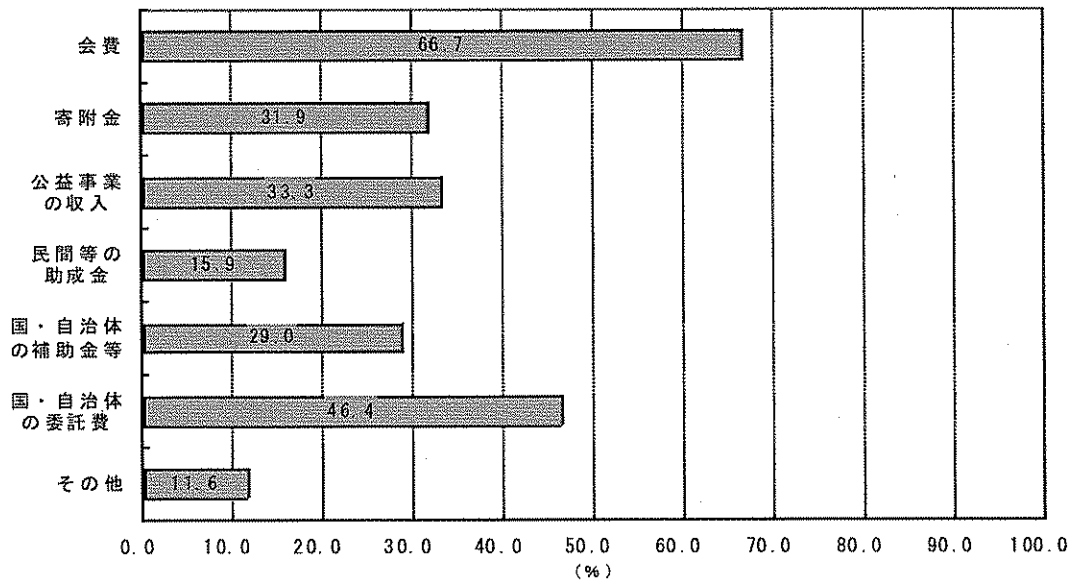
会員数 20 人未満の法人が 47.8 % と多く、次いで多い 50 人未満の 30.4 % を合わせると実に 8 割近くに達しています。

3. スタッフ体制（役員兼務を含む）



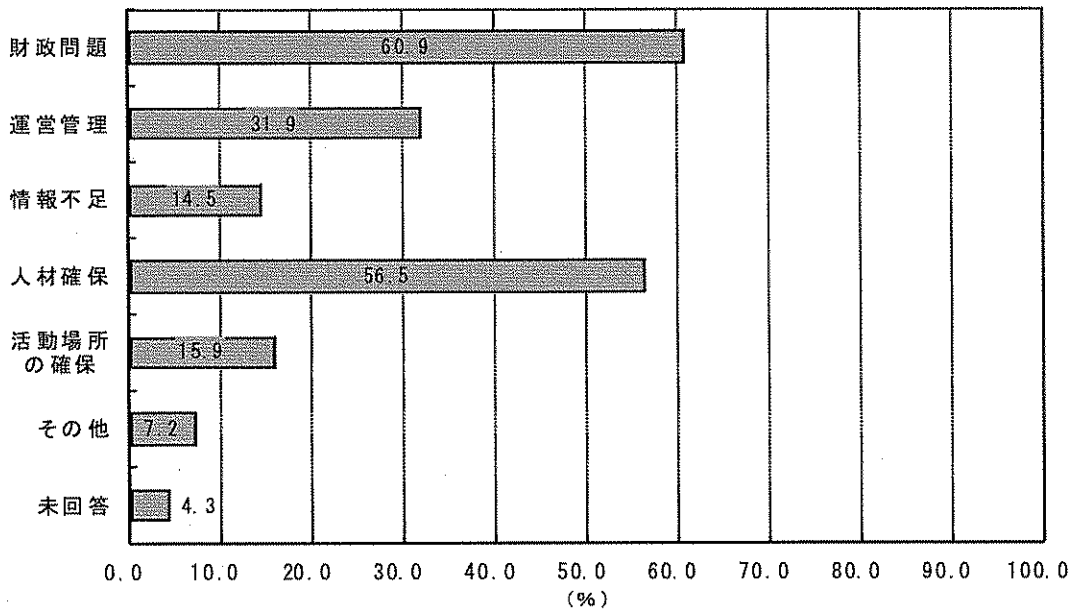
有給常勤スタッフがいると回答のあった法人は 52.2 %（36 法人）であり、全回答法人（69 法人）平均では 2.3 人となっています。なお、介護系を除く法人平均では 1.5 人となります。

4. 主な活動収入



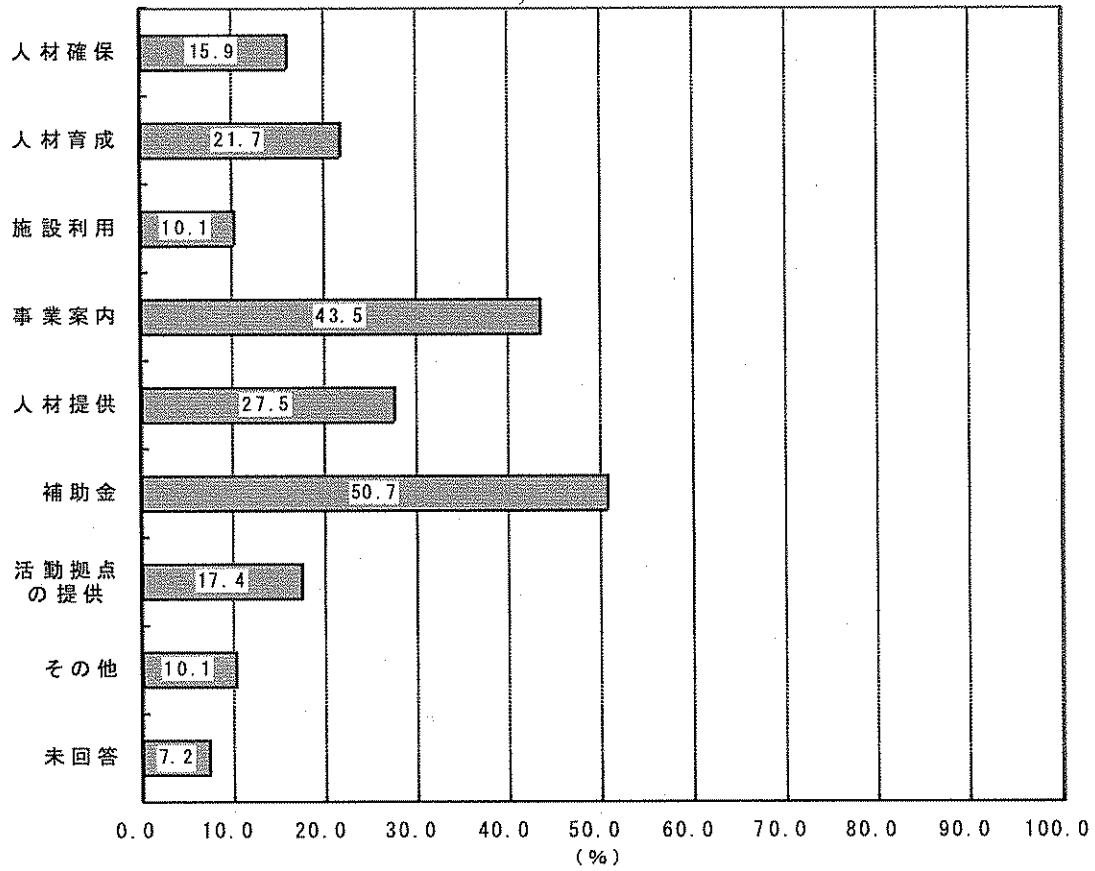
主な収入としては会費収入 66.7 %、国・自治体からの委託費が 46.4 %、公益事業からの収入 33.9 %次いで寄付金収入の順となっています。

5. 活動上の問題点



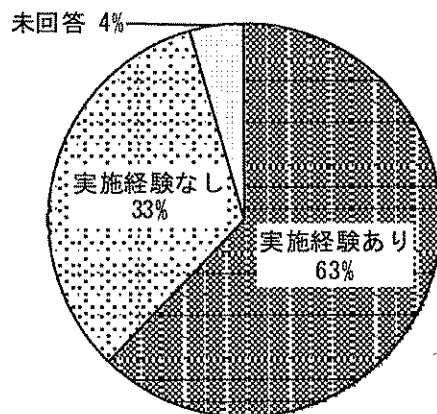
活動の中で苦勞している点は、運営上の財政的な問題 60.9 %、人材確保などの問題 56.5 %、経理や労務管理などの運営管理上の問題 31.9 %が続いている。多くの法人が組織的・財政的な課題を抱えていることがうかがえます。県としては、組織運営強化の支援を進める必要があります。

6. 行政に期待する支援策

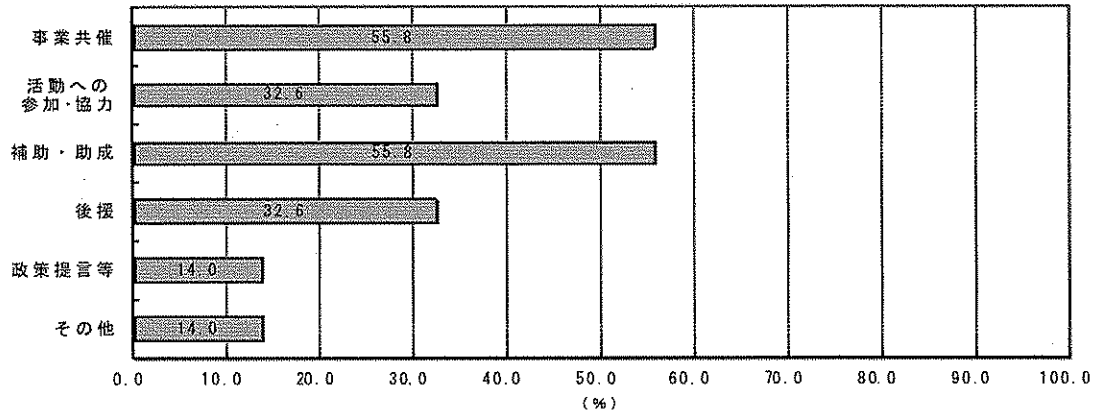


行政に期待する支援策では、運営費や事業費に対する補助金制度50.7%、行政との協働事業の紹介や案内43.5%であり、専門知識を有した人材の提供27.5%と人材育成の支援21.7%と続いています。このような状況から県としてはNPO活動が継続的かつ円滑に推進できる環境づくりが必要と考えます。

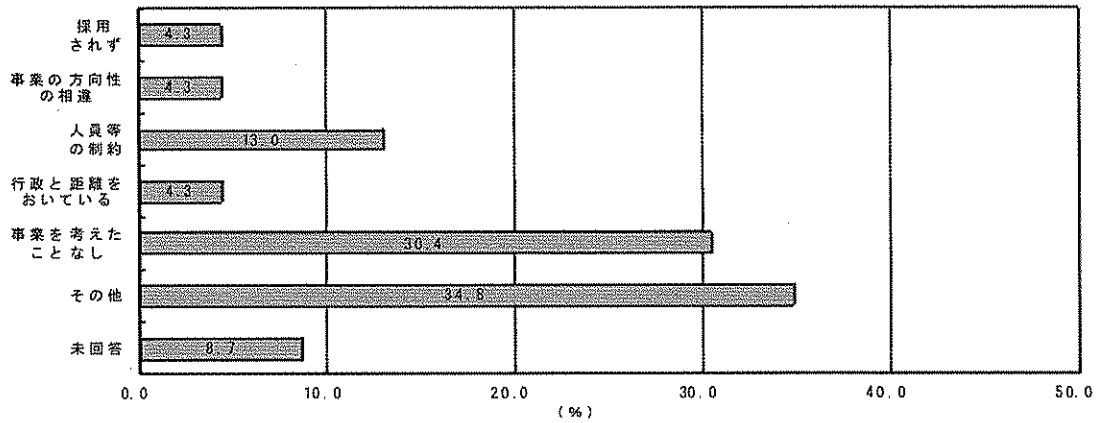
7. 行政との協働事業の実施状況



● 「協働事業実施経験あり」の場合、協働の形態について

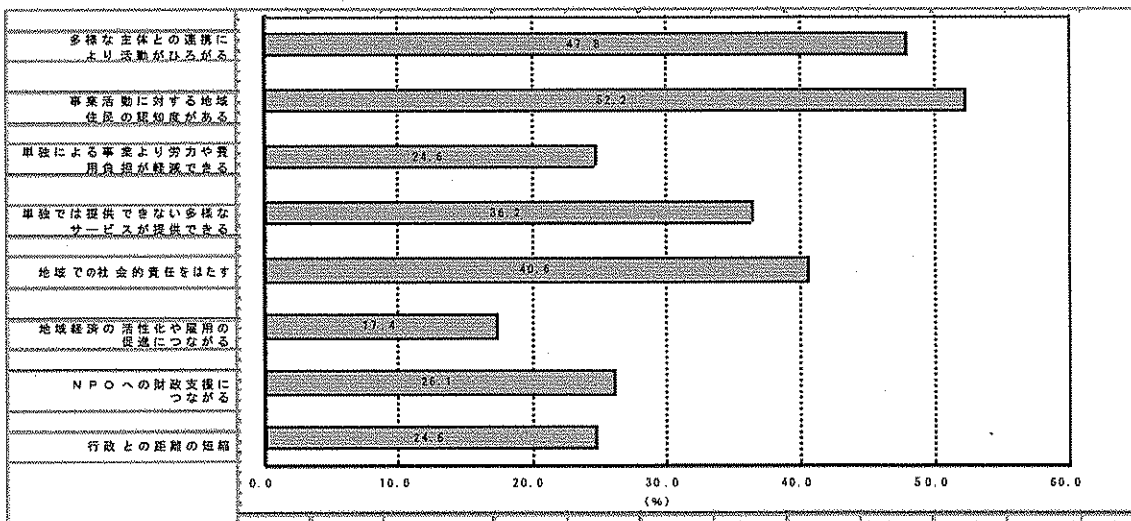


● 「協働事業実施経験なし」の場合、その理由



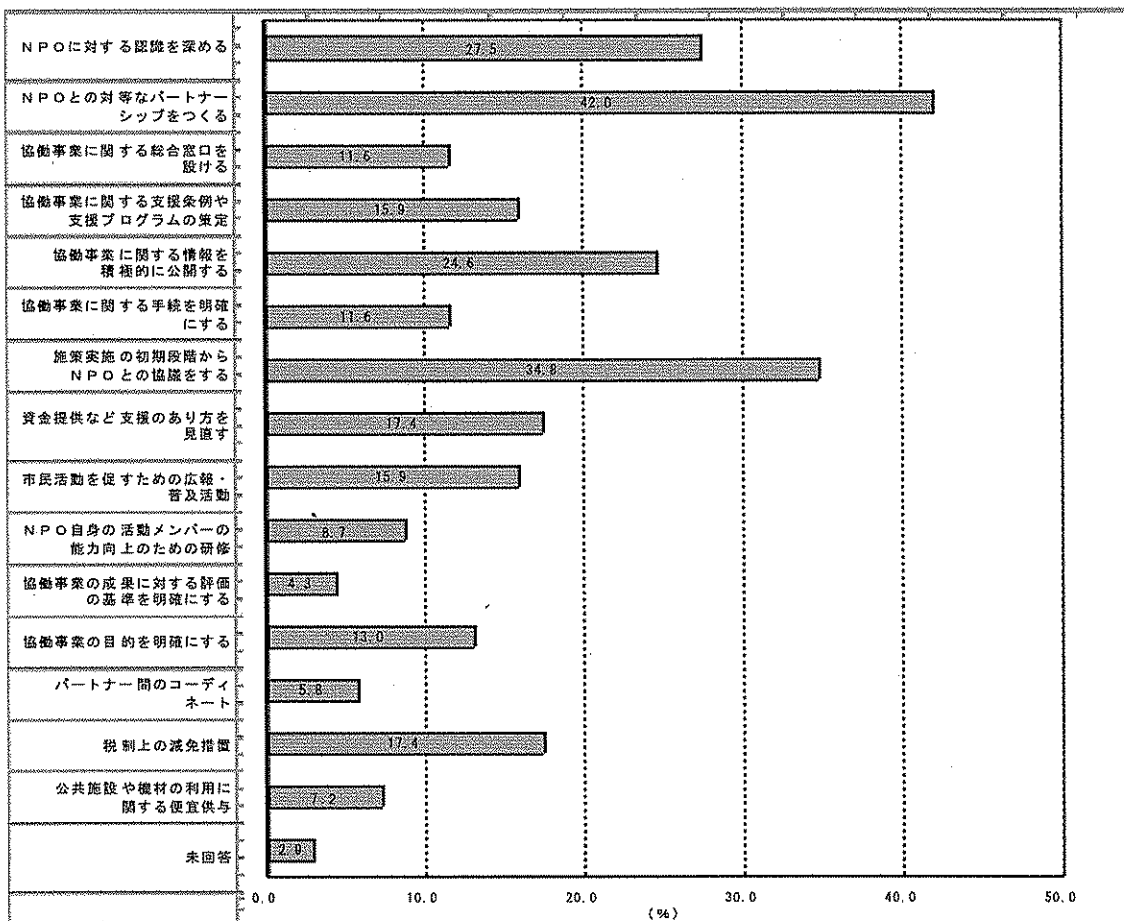
63 %のNPO法人は協働経験があり、その協働形態では、行政からの補助・助成と事業共催が55.8 %で並び事業活動への参加・協力32.6 %と後援32.6 %と続いています。

8. 協働事業を実施する意義



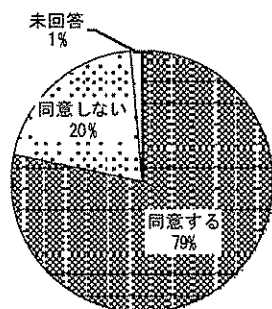
行政と協働を実施する意義については、NPO活動に対する地域住民の認知度が上がる52.2%が最も多く、多様な主体との連携により活動が広がる47.8%、地域での社会的責任を果たす40.6%、単独ではできない多様なサービスが提供できる36.2%と続いています。

9. 協働事業を行うにあたり、行政にどのようなことを求めるか



協働にあたって行政への要望としては、NPOとの対等なパートナーシップをつくる42%、施策実施の初期段階からNPOと協議する34.8%が多く、以下NPOに対する認識を深める27.5%、協働事業の関する情報を積極的に公開する24.6%が続いている。この様な状況から、県としては協働のための体制整備や人材育成などを進める必要があります。

10. 事業報告書等の県ホームページへの掲載



事業報告書等の県ホームページへの掲載は、回答法人の79パーセントが同意されている。

いきいき活動の多様な分野と活動事例

活動分野	活動事例
1 保健・医療又は福祉の増進を図る活動	高齢者・障害者への介護支援、健康相談、自立生活の支援、難病者の支援、高齢者への配食サービス、音声ガイド、点字・手話サークル、共同作業所の支援、福祉マップの作成、病気の予防活動、高齢者への精神的支援（独居・施設訪問等）、障害者・高齢者への雇用紹介、母子・父子家庭への支援、公衆衛生
2 社会教育の推進を図る活動	生涯学習の推進、消費者教育、フリースクール、安心・安全な食の普及
3 まちづくりの推進を図る活動	歴史的建造物・古民家の保存再生、公共の公園・河川・道路等の美化活動、地域おこし、町並み保存、地域情報誌の発行、花いっぱい運動、あいさつ運動、都市農村交流、U・Iターン等への住宅斡旋、地域の魅力づくり、地域産業の活性化、観光ボランティア
4 学術・文化・芸術又はスポーツの振興を図る活動	各種スポーツ大会等の支援、伝統文化の振興・継承、美術館等の案内ボランティア、地域の少年スポーツチーム、スポーツ教室、スポーツ指導、歴史の探求会、演劇鑑賞会、映画の上映会
5 環境の保全を図る活動	河川の清掃活動、水資源の涵養、水質調査、ホテル生息地復活、野生鳥獣の保護、森林・里山保全、棚田の保全、環境教育、地域生態系の調査、動物擁護、ゴミの減量・リサイクルの推進、クリーンエネルギー推進、住環境の維持・保全
6 災害救援活動	災害の予防活動、自然災害の救援、事故災害の救援、被災者への支援、
7 地域安全活動	事故防止、交通安全活動、犯罪の防止活動、犯罪・事故被害者の救援・支援、遺族の精神的支援、犯罪を行った者の更正・援助、災害の予防
8 人権の擁護又は平和の推進を図る活動	人権教育、人権啓発、子供の虐待防止、家庭内暴力からの保護、差別に反対する活動、売春防止、軍縮、核兵器廃絶
9 国際協力の活動	国際交流活動、外国人のための通訳・翻訳サービス、留学生支援、難民救援、開発協力、教育支援、食料援助、外国人のための情報サービス
10 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動	女性が働きやすい環境をつくる運動、セクシュアルハラスメントを防止する活動、男女の雇用均等を求める活動、女性の人材育成、女性の地位向上、性差別に対する反対運動
11 子どもの健全育成を図る運動	子供の居場所づくり、遊び方の伝承、非行防止、読書会、登校拒否児の親の会、いじめ110番、地域の子供会、地域の子育て支援、学童保育、自然体験機会の提供
12 情報化社会の発展を図る活動	IT関連知識・運用技術の習得支援、情報セキュリティ技術の普及、情報化社会に参加できる情報化環境の推進、
13 科学技術の振興を図る活動	科学知識・技術の普及啓発、研究者等のネットワークの形成
14 経済活動の活性化を図る活動	起業支援、商店街の活性化、バンチャー教育、地域資源を活かしたコミュニティビジネスの創造
15 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動	職業能力開発・技能向上機会の提供、障害者等への職業訓練・就労支援、技能修練支援
16 消費者の保護を図る活動	法律知識の普及、法律相談、商品知識の普及、消費被害防止の啓発